

帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人夫妻並びに申立人夫の亡父（亡母、申立人夫及び申立外3名が相続）及び亡母（申立人夫及び申立外3名が相続）について、①亡父母につき、いずれも大熊町で生まれ育ち、居住期間が約80年にわたっていたことや、それぞれの地域社会等との関わり合い（先祖代々承継してきた農業に長年共に従事したほか、亡父は郷土芸能の保存活動に従事しており、亡母も地元の婦人会で活動するなどしていたこと）等を考慮し、生活基盤喪失慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額700万円）の増額分として各70万円が認められ、申立人夫に対し、いずれも法定相続分に応じた賠償が認められ、②申立人夫妻につき、いずれも大熊町で生まれ育ち、居住期間が50年以上にわたっていたことや、それぞれの地域社会等との関わり合い（家業の農業に共に従事していたほか、申立人夫は郷土芸能の保存活動に従事しており、申立人妻も地元の婦人会で活動するなどしていたこと）等を考慮し、生活基盤喪失慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額700万円）の増額分として各35万円の賠償が認められるなどした事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1及び同X2（以下併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下「被相続人A」という。）が令和3年4月〇日に死亡し、申立人X1及び申立外Bは被相続人Aの相続人の一部であること
- (2) 被相続人Aの被申立人に対する損害賠償請求権を、申立外Bが少なくとも法定相続分である2分の1の限度で、申立人X1が少なくとも法定相続分である8分の1の限度で、それぞれ承継したこと
- (3) 亡B（以下「被相続人B」という。）が令和4年7月〇日に死亡し、申立人X1は被相続人Bの相続人の一人であること
- (4) 申立人X1が、被相続人Bの被申立人に対する損害賠償請求権及び上記(2)により被相続人Bが承継した被相続人Aの被申立人に対する損害賠償請求権を、それぞれ少なくとも法定相続分である4分の1の限度で承継したこと
- (5) 申立人X1以外の相続人が、上記(2)及び(4)について異議を述べた場合には、申立人X1の責任においてこれを処理すること

### 第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の

効力は及ばないことを相互に確認する。

### 第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目に対する和解金として金183万7501円の支払義務のあることを認める。

### 第4 支払方法

(省略)

### 第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年8月4日

（仲介委員 島戸 順子）

令和〇年(東)第〇号

(別紙)

【申立人X 1分】

損害項目	内訳	対象期間	金額
日常生活阻害慰謝料 (増額分)	家族別離に伴う増額 (中間指針第五次追補第2の4⑧)	平成23年3月11日 ～平成23年7月31日	¥150,000
生活費増加費用	自家消費米・野菜	平成23年3月11日 ～平成30年3月31日	¥637,501
生活基盤喪失慰謝料 (増額分)	(中間指針第五次追補第2の2)		¥350,000
小計			¥1,137,501

【申立人X 2分】

損害項目	内訳	対象期間	金額
生活基盤喪失慰謝料 (増額分)	(中間指針第五次追補第2の2)		¥350,000
小計			¥350,000

【亡A分】(法定相続分による申立人X 1の承継分)

損害項目	内訳	対象期間	金額
生活基盤喪失慰謝料 (増額分)	(中間指針第五次追補第2の2)		¥175,000
小計			¥175,000

【亡B分】(法定相続分による申立人X 1の承継分)

損害項目	内訳	対象期間	金額
生活基盤喪失慰謝料 (増額分)	(中間指針第五次追補第2の2)		¥175,000
小計			¥175,000

和解金 合計                    ¥1,837,501